

鶏卵生産者経営安定対策事業

【令和4年度予算概算決定額 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円】

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、**経営規模に拘わらず価格差補填を行い**、更に低落した場合、**鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援するとともに、鶏卵の需給見通しの作成**を支援することで、**鶏卵の需給と価格の安定**を図ります。

<政策目標>

鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

<事業の内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

- 鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、経営規模に拘わらず、その差額の9割を補填します（補填基準価格と安定基準価格の差額の9割を上限）。〔2.の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

- 鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し奨励金を交付します。

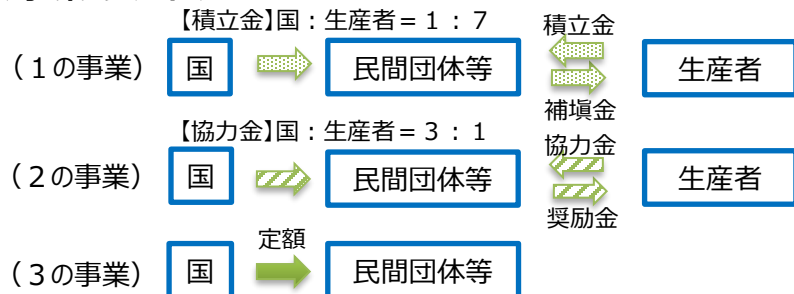
<奨励金単価 ※()内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上 90日未満 210円/羽 (310円/羽)
- ・ 空舎期間 90日以上120日未満 420円/羽 (620円/羽)
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

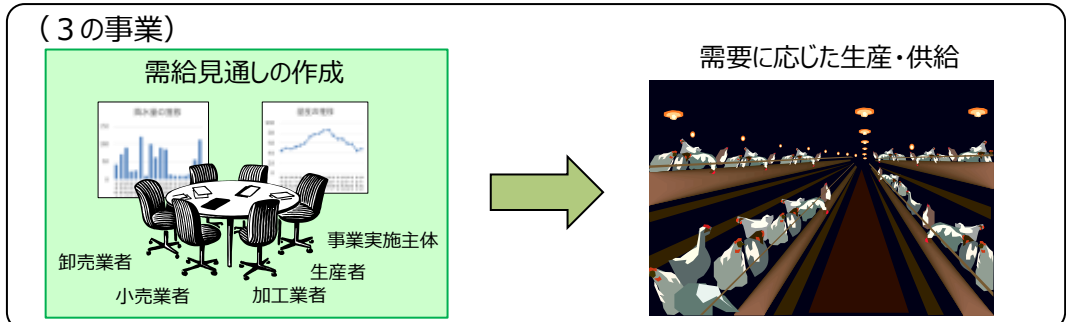
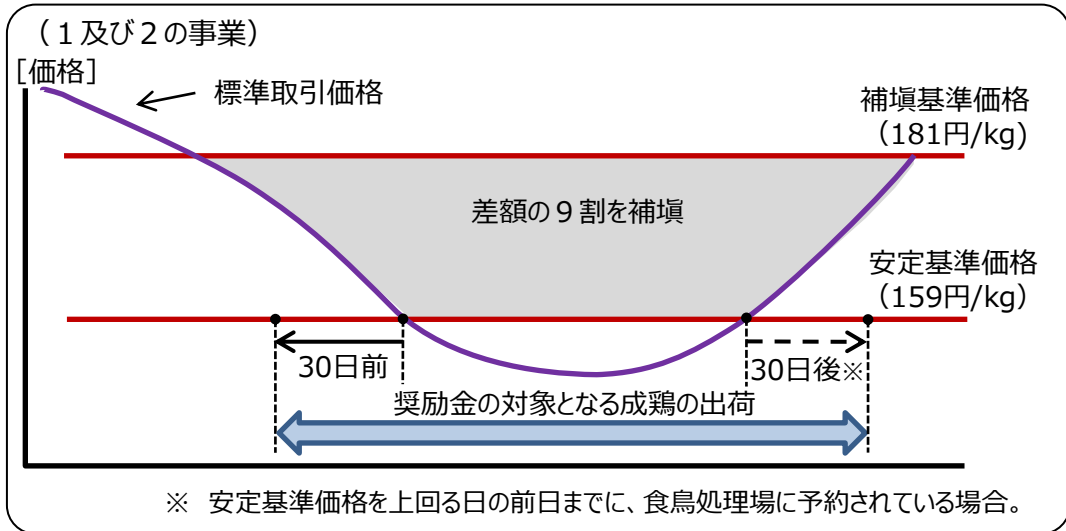
3. 需給見通しの作成

- 需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による鶏卵の需給見通しの作成を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)